

かわべ

第 58 号

平成 6 年 3 月 25 日

発行 川辺町議会

編集 川辺町議会報編集委員会
〒509-03
岐阜県加茂郡川辺町
中川辺1518-4
☎(0574)53-2511(代)



完成まじかの東光寺公園

こんな記事があります

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ▷ 第 4 回定例会可決案件 …………… 2 ページ | ▷ 一般質問 …………… 5 ページ |
| ▷ 第 4 回臨時会 …………… 4 ページ | ▷ 議会日誌 …………… 12 ページ |

第 4 回定例会

いきがい基金 7,700,000円を積み立て 一般会計 90,132,000円を追加補正

平成五年第四回定例会は、十二月十六日から二十二日までの七日間開催しました。
提出された案件は、条例の制定並びに一部改正七件、補正予算関係五件及び鹿塩区から提出された農業集落排水事業の陳情書一件で、それぞれ慎重に審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

可決案件

○議会議員の報酬及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議員報酬を改定

期末手当は

○・一五カ月分減額

議員報酬の額は、町長の諮問により町特別職報酬等審議会（委員五名）で審議され、その答申を受けて町長が条例の改正案を議会に提出し、議会の議決によって決定されます。

昨年十一月に町特別職審議会が開催され、議員報酬等の額について、「社会の経済情勢、町財政の現状、類似団体及び近隣市町村の現状及び一般職員との

均衡等勘案し、厳しい経済状況の中ではあるが、平成六年一月一日から改定することが望ましい」旨の意見書が提出された。

本定例会に条例の一部を改正する条例が提出され、審議した結果、次のとおり改定しました。

（平成六年一月一日実施）

議長 二五五、〇〇〇円

副議長 一九八、〇〇〇円

委員長 一八四、〇〇〇円

議員 一七七、〇〇〇円

このほか、人事院勧告に基づき、一般職員の期末手当の支給割合が改正されたことにより、

本町議員の期末手当についても、平成五年四月にさかのぼって、これまでの年間五・四五カ月分から五・三カ月分に○・一五カ月分を減額しました。

○川辺町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

町長給与、

月額六七万円に

特別職報酬等審議会の答申に基づき審議の結果、給与月額を次のとおり改正し、期末手当についても議員同様に支給割合を改定しました。

（平成六年一月一日実施）

町長 六七〇、〇〇〇円

助役 五五七、〇〇〇円

収入役 五一五、〇〇〇円

○川辺町教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

本条例についても、特別職報酬等審議会の答申どおり、次のとおり改定しました。

（平成六年一月一日実施）

教育長 五〇三、〇〇〇円

○川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与を改定

平均一・九二％

四千八百十三円

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、町職員の給与や諸手当について、四月一日に遡及し改定を行いました。

改正の主な内容

◎給料表の改定

人材確保のため、初任給の引き上げと若年層に重点をおいて改定しました。

◎期末・勤勉手当の改定

年間支給割合を五・四五カ月分から五・三カ月分に下げられました。

○川辺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

団員の報酬、出勤手当を改定

消防団員の報酬及び出勤手当は、近隣市町村の現状を勘案し、次のとおり改定しました。

団長 年額 十三万円

副団長 年額 十万円

分団長 年額 七万五千円

副分団長 年額 五万円

部長 年額 三万五千円

班長 年額 三万円

団員 年額 二万五千円

費用弁償

①水火災の場合一回につき 千五百円

②警戒の場合一回につき 千三百円

③訓練の場合一回につき 千三百円

（終夜にわたる場合千四百円）

○平成五年度一般会計補正予算（第五号）

九千十三万二千元を

追加補正

歳入歳出それぞれ九千十三万

二千円を追加し、総額を三十八億六千六百六十四万七千円としました。

【補正の主な内容】

◆歳入

地方交付税の本年度交付額の確定に伴い、予定していた財政調整基金、ふるさと創生基金繰入金の減額補正を行いました。

◆歳出

歳出は、各款共通事項として、職員給与条例の改正に伴い、平成五年四月一日に遡及して引き上げるべき補正を行いました。民生費では、老人福祉施設への入居者が増加し、措置費に不足が見込まれ、また、私立保育所への入園児童数が当初見込みより増加したので補正を行いました。平成三年度から交付税に算入された「いきがい基金」についても、本年度も七千七百万円と、農林水産業費の木曾川右岸土地改良費では、新しく「ふるさと農村活性化対策基金」を設置し、活性化に資する目的で七百万円を積み立てるべく措置を行いました。

教育費の小学校費については、委託料、工事請負費において入札差金の不用額がでたので減額補正を行いました。歳入歳出それぞれの補正額の

内容は次のとおりです。

△歳入▽（△は減額、単位千円）

地方交付税	二四四、〇四六
分担金及び負担金	四、九一六
使用料及び手数料	三八四
国庫支出金	三、三七七
県支出金	二、八五〇
繰入金	△一八六、〇一一
繰越金	一八、〇九一
諸収入	一、一七九
寄付金	一、三〇〇
△歳出▽	△三三九
議会費	△六、六一二
総務費	九八、一七〇
民生費	三、八〇〇
衛生費	三、一一〇
農林水産業費	△三、六八五
土木費	一五八
消防費	△四、四七〇
教育費	

○平成五年度国民健康保険事業

特別会計補正予算(第二号)

高額医療費が大幅に増加

一般被保険者の高額医療費が、大幅に増加し年度末に予算の不足すること、老人保健医療費の五年度拠出金が確定したため増額補正を行いました。歳入歳出それ

ぞれ千五百二十三万五千円を追加し、総額は歳入歳出それぞれ五億五千四百十五万円としました。

○平成五年度下水道事業特別会計繰入金の変更について

○平成五年度下水道事業特別会計補正予算(第二号)

地方債を増額補正

総合経済対策事業に基づき、木曾川右岸流域下水道事業負担金事業地方債の増額補正が認められたので、四百二十万円を補正しました。なお、一般会計繰入金は、地方債の増額により五十五万五千円を減額しました。歳入歳出それぞれ三百六十四万五千円を追加し、総額は歳入歳出それぞれ六億二千五百六十万三千円としました。

○平成五年度水道事業会計補正予算(第三号)

八十四万八千円を追加

職員の変動及び給与改定と水質検査項目が変更になったため、増額補正となりました。

○治水事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進に関する意見書を採択

意見書

治水事業は、住民の生命・財産を守り、安全で豊かな生活の実現を図る上で最も基幹となるものである。

本町は、濃尾平野の最北部にあり山間に民家があるため、毎年山崩れや土砂災害に悩まされている。

国、県等の努力にもかかわらず、治水施設等の整備水準はまだ低く、災害に対する不安は高まるばかりである。

よって、政府におかれましては、平成六年度予算編成に当たり、治水事業及び急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進されるよう地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成五年十二月二十二日

加茂郡川辺町議会

提出先

内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣
国土庁長官

○陳情書審査結果

早急に年次計画を策定し

実施に向けて取り組むよう要望する

川辺町鹿塩区長及び鹿塩農業集落排水事業推進委員長等から、平成五年十月十三日付議会議長あてに提出された陳情書は、下水道事業推進特別委員会に付託しました。

下水道事業推進特別委員会は、十二月十六日に委員会を開催し、慎重に審議しました。

審査結果は次のとおりです。

◎審査経過

下水道事業推進特別委員会は、平成五年十二月十六日会議を開き、付託を受けた鹿塩区長から提出された農業集落排水事業実施に係る陳情書について審査を行った。

審査にあたっては、鹿塩区に農業集落排水事業を実施するにあたり、執行部の見解及び問題点等の説明を受けた。

このあと、陳情書について検討をした結果、鹿塩地区全世帯が鹿塩地区の活性化、発展のた

第4回臨時会

工事請負契約の
締結を審議

め、生活環境の改善、水質汚濁の防止のため必要不可欠の施設であるとの意見の集約がなされて、陳情書の提出となった経緯を尊重し本委員会の態度を決定した。

○審査結果

本事業を推進するにあたっては、全世帯の同意が必須条件であるが、この条件が満たされていることを考慮し、また、投資効果の面からも、町の推進中の下水道事業の一環として、農業集落排水事業を推進することが最適との結論に達した。

したがって、今後、早急に年次計画を策定し、関係機関と協議をしながら実施に向けて取り組むよう執行部に要望することとした。

平成五年川辺町議会第四臨時会を十一月十八日午後一時三十分から開会しました。

会期を一日と定めた後、議案二件を審議し、原案どおり可決しました。

可決された案件は、次のとおりです。

可決案件

○ダム湖周辺整備事業

町道湖岸線第一工区道路改良工事請負契約の締結

この工事は、中川辺中井地内において道路改良工事及び歩道の新設を行う工事です。

この工事の請負契約の締結は、次のとおり決まりました。

一、契約の目的

ダム湖周辺整備事業町道

湖岸線第一工区道路改良工事

二、契約の方法 指名競争入札

三、契約金額

八千六百三十一万四千円

四、契約の相手方

川辺町上川辺

四四三の一

武宮建設 株式会社

代表取締役 可児修三

五、工事の場所

川辺町中川辺地内

○ダム湖周辺整備事業

町道湖岸線第二工区道路改良工事（その二）

この工事は、中川辺中央公民館から山川橋ふもとまでの延長八十メートルの道路改良工事を行うものです。

この工事が終了すると、飛驒川右岸の新山川橋から山川橋の湖岸線道路が完成します。

この工事の請負契約の締結は、次のとおり決まりました。

一、工事の目的

ダム湖周辺整備事業町道

湖岸線第二工区道路改良

工事（その二）

二、契約の方法 指名競争入札

三、契約金額

一億六千六十万五千円

四、契約の相手方

岐阜市宇佐南

一丁目六番八号

大日本土木 株式会社

代表取締役社長 甕哲司

五、工事の場所

川辺町中川辺地内



町議会を見学して

婦人学級 奥村富貴子

師走の二十二日、婦人学級生二十四名は、平成五年度年間学習行事の一つである「町議会の様子を理解する」ということで、議会の最終日の見学をさせて頂きました。

初めてという方が大勢で、緊張と期待を持って入場しました。あの赤い「じゅうたん」の国会の議場がそのままミミとなった感じでした。

最近の国会の様子に比べて、とても整然としていて、ホット敢しました。

ゴミ問題、町づくりの未来像から、六年度税収見込の等々、幾多の問題について各議員から一般質問があり、町長はじめ、町当局の担当者より明確な答弁がされていました。

一部地区での難問題もあり、地元の方々の傍聴が多く、混雑した一時もありました。

皆緊張して真剣に見学しました。

適切な答弁が出るまでには、何度も討議が行われたことだろうと思ひ、ご苦労の様子を伺うことができました。

見学された学級生の方々から、感想を聞きました。その一部を紹介します。

○議会には、一般の方も自由に傍聴することができると知って、時々傍聴したいと思ひました。

○議会では、私達の身近な問題が話し合われることが分かり、議員さんの苦労の様子がよく理解できました。

○これからの議会報にも、関心を持つ自分に成長したと思います。○見学して大変勉強できました。機会があれば傍聴したいと思ひます。

町づくりは、地元の協力が大切です。議員さん方ご苦労様ですが、私達の代弁者です。よろしく願い致します。

学級生も一歩前進しました。

一 般 質 問

そこが聞きたい

知りたい

議員が町の行政の在り方、問題点を町長らに問いたです「一般質問」は、会期の最終日の十二月二十二日に行われました。今回は、八人の議員が登壇し、当面する町政の諸問題について質問しました。

質問の要旨と答弁の概要は、次のとおりです。

(掲載順序は、発言通告書の受付順)

青山 紀久 議員

上川辺区水無瀬川上流地区採石事業計画に対する町の姿勢を問う

去る、十二月五日上川辺コミューニティセンターにおいて、小西採石工業所(坂祝)より区の役員に対して採石計画の説明があった。公開された採石場建設計画の概要は、次のとおりである。

一、土地購入予定面積 六十ヘクタール

二、原石埋蔵量 七百万立方メートル

三、採石生産計画 月産 約四万立方メートル

四、生産期間 約十五年
(GL二百米まで掘削)

五、プラント設置面積 四万平方メートル(貯石場合)

六、開発計画面積 三十ヘクタール

七、資金 土地代 九億円
(補償費含)

プラント建設費 八億円
(能力三百トン/時間)

土木工事費 二億円

進入路建設費 二億円

重機購入費 三億四千万円

合計 二十四億四千万円

八、開発着手 平成八年四月

九、その他 平成六年二月より順次地元説明会を開催したい

以上であるが、既に町当局には関係者に同様の説明をしたと言う。

この企業進出計画に対して担当の企画課は、どのように考える今後どう対応するのか。

また、地元の高い反対を押し切ったような開発が可能かどうか。

六十町歩におよぶ森林を買収し、開発しようとしている本計画について主管の産業課長は、どのような所見を持っているのか。

事前協議が提出された段階で各関係課、県関係機関と調整していく

【企画課長】町は、平成五年十月二十八日に企業代表者の来訪を得て計画概要の説明を受けた。その内容は、指摘のとおりである。

採石業者の水無瀬川上流地区進出については、平成四年九月議会及び同年十二月議会における一般質問に対して、産業課長が採石法関係で答弁しているが、今回の概要説明によればこの計画は、土地開発事業にあたると予測される。

今後の手続きとしては、事前協議が必要となるが事前協議書が提出された段階で各関係課と十分協議し、さらに、県の関係機関と調整をしながら進めていくことになる。

また、この企業進出は、地元の住民に重大な影響をあたえることになるものと考えるので、業者に対しては、概要説明を受けた時点で、地元住民に説明し、対話を重ねるよう指示した。

地元の反対があった場合の対応はどうか

【企画課長】非常に難しい問題で返答しかねるが、法に照らし、住民の意向を伺って慎重に対応する必要がある。

具体的な計画が提出された時点で厳正な審査をする

【産業課長】当該地区は、土地利用計画から森林地域に位置づけられている。

この地域は、過去の災害等により水無瀬川流域における森林の整備事業を行い災害防止に努めた経緯がある。

今回の開発については、具体的な計画が示された時点で関連法規等に照らし併せて厳正な審査を実施するつもりである。

今後の「ゴミ」の減量化対策はどうなるのか

去る十一月十八日の議会全員協議会の席上助役から可茂クリーンパーク計画概要が示された。内容は、可茂衛生施設利用組合が主体となり、「ゴミ」処理施設、「粗大ゴミ」処理施設、最終処分場等を建設配置するもので、総事業費二百六十六億円を越える膨大な建設費は、組合の構成員の二市九町村が負担することになっている。

川辺町も当然に負担することになるが、実績割が七十%、人口割三十%で賦課されると実績の高い川辺町は、八百津町や白川町より多くの負担金を出さねばならない。

さらに、その運営では、九十%が実績割になる予定で、町としては「ゴミ」の減量化が急務と考える。

昨年、川辺町にも、「ゴミ」減量化対策推進協議会が設立され、本年度は七十六万円の予算が計上されているが、四月以降二度の委員会が開催されたのみと聞いている。今後の活躍をお願いしたい。

県下の各市町村では、様々の減量作戦が展開され、「ゴミ」の有料化、「ゴミ袋」の透明化、記名式など羽島市、大垣市、益田郡、安八町等で実施された結果二十五%以上の可燃物の減少や、三分一以上の不燃物の減量に成功したという報告がある。町としては、「ゴミ」一トンの減量が将来何千万円にもものぼる経費の節減に繋がることを周知すべきである。

今後の「ゴミ」の減量化についてどのような所見を持っているのか伺いたい。

「ゴミ」の減量化は

住民との話し合いと

協力で解決したい

【住民課長】現在、各団体による施設見学と「ゴミ」の減量に対する協力をお願いしている。

今後は、「ゴミ」の減量対策委員会を中心として、提出者の記名と減量化に関する認識と協力をお願いしてPRに努めたい。

先般の「ゴミ」減量対策委員会では、

①各地区に減量化のための推進委員を設置する。

②「ゴミ袋」代を一枚当たり三十一円から五十円に改定する。と提案があったので、現在検討中である。

「ゴミ」の減量化は、住民各位の協力がなければ達成できないので、今後も忍耐強くPRに努めていく所存である。

平岡三朗議員

川辺町の

自然環境を守れ

飛騨・木曽川国定公園の美しい景観、水と緑を有した自然と調和の取れた潤いと活力ある町「川辺町」をスローガンに、第

二次総合計画が樹立され、鋭意努力され逐次達成されつつあることは評価します。

最近、上川辺水無瀬の山中において、採石業者が入り調査を行い、できれば実行に移したい意向のように聞いております。

これは、自然環境を破壊し、公害を撒き散らす恐れが多分にある町づくりの構想に反するものであります。

また、通行を予想される道路計画の位置より極めて近距離に北小学校があり、第二保育所、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター等福祉施設の建設構想もあるように聞き、山懐に抱かれた環境に恵まれた格好の場所であります。

万一、地権者の一部あるいは住民の一部に賛成者があつたとしても、町の将来構想から英断をもつて中止させるべきと考えますが、町長はどのように考えておられるのか、伺います。

地元の意見を十分

聞きながら対処する

【町長】川辺町の面積の七十%が山林であります。山林、樹木、緑は水源の確保、洪水調整、空気の浄化等、人間が生活するた

っております。

自然環境の保全は国民の義務であります。

川辺町では、自然と調和のとれた潤いと活力ある町づくりを目指した第二次総合計画の基にそれぞれの事業の実施をしております。質問の趣旨である採石業者の進出計画については、知事の許可が必要であります。

また、一ヘクタール以上については、事前協議が必要であります。

そのためには、地権者は勿論、地元の同意も必要であります。県の指導を受けながら慎重に対処していきたい。

川辺町の

農業政策を問う

最近の米事情については、テレビ、新聞等で報道され、今更申し上げるまでもありませんが、川辺町の米事情と将来の方向付けを伺いたい。

昨年度は、冷夏と病虫害による被害があり、特別な年で平年作を下回っていることは予想されるが、数字的に全町の水田面積に対する作付け面積の割合、作況指数、岐阜県では八十八%と云われているが川辺町の場合

はどのような数字が出ているか。また、平成六年度の転作等の面積配分は行わないと言っておられるが、農業サイドの新規事業を行う場合に何らかの障害が出て来ないかお尋ねします。

「生きがいの農業」を

目指す

【産業課長】五年度の転作の割当ては、四十六・七ヘクタールを受けました。

水田面積百九十六ヘクタールのうち、五十四・八ヘクタールの実績を達成できました。

転作の内訳は、一般作物二十一・七ヘクタール、永年作物一・八ヘクタール、特例作物五・七ヘクタール、農協保全九・一ヘクタール、他用途米五・二ヘクタールです。

作況指数については、当町は調査を実施しておりません。

平成六年度、七年度の転作は、県よりの目標面積として三十二・五ヘクタールであります。町全体に割り振ることは、不可能と判断し、平成六年度と七年度は自主転作の方向で農家の皆様に了解を得ております。

川辺町の農業については、一部の専業農家と兼業農家で占められておりますが、農業後継者

問題は本町のみでなく全国的な問題です。

当町としては、熟年者で生産意欲のある方を中心に「生きがいの農業」を目指すために、作物栽培指針を農業改良普及所の指導を受けながら検討中であります。

また、各生産団体の「仲間づくり」の輪を広げる方向に積極的に進め、農家育成に努めてまいりたい。

井戸 孝議員

国民健康保険事業の運営を問う

地方自治体の国民健康保険事業は、その市町村独自の特別会計により運営されているため、その市町村の財政力の優劣により、税率や税額を決めており、被保険者が支払う保険税は大きな差異がある。

①川辺町の場合

美濃加茂市を含めた加茂郡内での保険税率はどの順位にあるのか伺いたい。

②町は、所得割、資産割、均等割、平等割の項目では、資産割に大きなウェイトを掛けているが、項目別の保険税率の

変更を検討したことがあるか。

③平成四年度の国民健康保険税収納決算によれば、不能欠損額は、二十四万四千円、過年度までの滞納額千五十二万円、合計千七十六万四千円のみ未収がある。

特に滞納額は、平成二年度より増加の傾向にあり、現年度では滞納者よりの収納率は、二十七日で芳しくない。

担当者の収納努力には、敬意を表するが他の納税者との公平を欠く恐れもあるので、大胆な対応措置を講ずる必要があると思う。

長期滞納者の時効中断処理を含めた収納対策があれば説明しに欲しい。

最近、高額医療費の支払いが増加の傾向にあると聞いているが、高額医療費の範囲やその動向、趨勢、対象人員、平均支払月額等具体的に説明されたか。

また、医療費全般の支出の抑制策を考慮したことはあるのか。

一世帯当たり

十五万三千二百七十八円

【住民課長】当町の保険税は、

平成四年度では、一人当たり六万三千二百七十八円で市を除く加茂、可児の九町村中三位に当たっている。

また、一世帯当たりの税額は、十五万三千二百七十八円で六位になっている。

次に、保険税率は、所得割、資産割、均等割、平等割の四方式で実施している。それぞれの税率は、昭和六十三年に改正し現在に至っている。

近年は、高齢化が進み老人保険医療加入者の加入割合は一〇%に達している。

現在の税率では、老人世帯に負担が多くなっているので平成六年度に税率改正を行い平等な課税になるよう計画している。

その概要は、現在応益、応納の割合は二十五対七十五になっていくのを、県が指導する五十対五十に近づけようとするもので、近隣市町村の平均値を参考にして

所得割 百分の四・七を
百分の四・六に

資産割 百分の五十八を
百分の四十二に

均等割 一人二、〇〇〇円を
一五、〇〇〇円に
平等割 一世帯
一五、〇〇〇円を

一三、〇〇〇円にすることで応益、応納の割合を三十四対六十六に改定する計画である。

医療費の支払い動向について、平成三年度は、四億四千二百五十六万四千円、平成四年度は、四億六千四百二十八万四千円で、約五%の伸びである。今後も五〜十%の増加が見込まれる。

医療費支払の抑制については、医療費通知書の発送、パンフレットの発行、健康世帯の表彰等を行っており、平成六年からは医療費の適正化特別対策事業において、専門家にレセプト点検を依頼して抑制化を計画している。

高額医療費の問題について、一般退職の高額医療費は一世帯月額六万三千円を越えるものを云う。

高額医療費の支払い実績は、一般では、平均月額二万三千六百九十七円五十四円、件数三十四件(平均一件当たり六万四千九百一十一円)、退職では、平均月額八十三万六千五百九十六円、件数九件(平均一件当たり九万二千九百五十五円)になっている。

国民健康保険税の滞納者に対

しては、被保険者証の交付留保措置取扱要綱を定め、戸別訪問、電話等により納税督促や、分納措置を講じ、悪質な滞納者に対しては、被保険者証更新時に資格証明書、または短期被保険者証の発行に止めている。

仮称「美化条例」を制定し美しい町を守れ

本件は、税務課ともタイアップして滞納者のファイル化を実施し、共同で滞納整理に努めている。

町内の路上や公園等に、捨てられる「空缶」や、「たばこの吸い殻」いわゆる「ポイ捨て」の禁止は、これまでは個人の「モラル」の問題として片付けられていたが、本年度は「ポイ捨て」を禁止する罰則付の条例を全国で三十七市町村が制定し導入しているという。(中日新聞)

「ポイ捨て」禁止に絡む初の条例は、昭和四十八年東京都町田市が、「空き缶回収条例」を制定し、以来山形県最上町、熊本県電北町、福岡県北野町などがこれに続き、昭和五十年には、豊橋市が530、いわゆる「ゴミ」運動の産声をあげ、「自分のゴミは自分で持って帰

る」という方策やPRが全国的に広がった。以来名称こそ違え、環境の整備、美化、自然擁護等を目的とする罰則付きの条例は、各自自治体で採択され、現在では六百以上の市町村が制定していると云われる。

川辺町も以前から「クリーン作戦」として、夏休み等には全町一斉に「空き缶」、「ゴミ」の回収やキャンペーンに努力しているが、その効果は少なく翌日には、また「ポイ捨て」や不法投棄が始まっているのが実態である。

川辺町の今後は、やすらぎの家や湖岸線道路も整備される。年間を通じてダム湖の周遊や、レガッタを楽しむ人達の増加が予想されるので、住民の美化意識の高揚、あるいは美しい「川辺町」を前面に掲げた仮称「川辺町美化条例」を制定してはどうかと考えるが、見解を伺いたい。

「美化条例」は問題もあるんで検討して行きたい

【住民課長】美化条例の制定については、先の質問（青山議員の質問に対するゴミ減量化対策）でも申し上げましたが、全町的にクリーン作戦が実施され、そ

の中で住民の意識の高揚が図られていると思っている。

美化条例については、運用面、特に罰則規定等について問題があると思われているので、今一度検討したい。

辻 武史 議員

町長は「公害の出るような企業の進出は賛成しない」と述べたが、今でもそう考えているか

坂祝の小西採石工業所が、他に掘る場所を求めて、上川辺水無瀬川上流の山中に大規模な開発を予定している。

昨年の議会で、地元の町民が心配している旨発言し、関係課長、町長の意見を聞いたところ、当時の産業課長は、はっきり回答し、開発計画の対応については各種の公害が考えられ、地元住民の意見も踏まえて町としての意見を付していくと述べられた。

一方、町長は、二、三の意見のやり取りの後、再答弁で、「公害の出るような企業は歓迎しない。意見書の段階で住民の皆様方の考えのもとに対処する」と述べられたが、その考えは今

でも変わりはないか。

今でも変わりはない

【町長】「公害の出るような企業は歓迎しない」というわたしの発言は、今でも変わらない。

先日、事業所の幹部が役場に来て説明を受けたが、他にも適当な場所があるということなので、そちらへ検討してほしいとお願いした。

「再質問」

会社の幹部が役場に来た際、話のやりとりの中で町長は、①地元の了解を取って来い。②専用道路を作ってやれ。③本社はこちらへ持って来い。と云われておるが、これではまるで条件付きでやれと言わんばかりではないか。

地元の住民の気持ちを無視するこの言葉の意味は何か。

外に他意はない

【町長】行政としては断りたいのが本意であり、大金のかかる条件を出せば、会社側も見直しをするだろうという意味から強く求めた訳で、外に他意はない。

横田 文夫 議員

川辺町の表彰規定の見直しと活用を図れ

川辺町の表彰規定は、昭和五十一年十一月に制定、施行され十七年を経過した。

過去、この規定によって表彰された例は、町職員の永年勤続表彰のみで、一般の方々の表彰は皆無である。

この表彰規定は、「川辺町内の個人、または団体で他の模範として推奨に値するものの功労に報いるため表彰する。」と明確に目的を定めているが、過去には、該当する個人、または団体が多数あったはずではないかと思うが表彰はなかった。

叙勲の進達とか、特別の場合の物品の寄付や、寄付金の寄贈に対する町長名の感謝状贈呈はあったが、この表彰規定に基づいたものではない。

この規定が適用されない事由は、第七条に「選考の基準、その他必要な事項は別に定める。」と運用条項があるのに別に定めたものがないことによるものと思う。

当町のスポーツ界では、全国大会や世界的大会において素晴

らしい成績を上げた偉大な選手もいた。

一方、隠れた善行として学校、教育施設に私財を投じて修繕活動を展開している全建総連とか可茂塗装工業会の方々。

自らの仕事や時間を犠牲にして、長年ボランティア活動でスポーツ少年団を指導する方もおられる。

公共施設の清掃に、年に何回も出掛けて奉仕している婦人もたくさんいらっしゃる。

本来、町の表彰規定が目的としている方が多数あるが、これらの方は、表彰や感謝状を受けることを望んで活動しているわけではない。

今後、町が特に福祉等の問題を考える時、ボランティアの方々の援助とか、協力を依頼せずにはおられない。

町の行政、あるいは財政の不足するところを多くの方々の奉仕に依存していかなければならない時、こうした善行や奉仕活動に対して、はつきりと感謝の念を表することが必要である。

今後の協力要請や、活動に関する啓蒙を推進するためにも、この規定を見直し活用を図ることが求められると思う。

当局はどう考えるか。

表彰規定を見直しする

【総務課長】本町の表彰規定は、昭和五十一年十一月に制定、施行されている。

県では、栄誉賞等の表彰要領に基づいて広く県民から敬愛され、また、社会に明るい希望を与えた個人、団体を表彰しているが、当町においても今後はご指摘のように、産業、芸術、文化、スポーツ、福祉、保険等の分野において、隠れた善行で成果をあげ広く町民から尊敬され、町の名声を高めた個人、団体を表彰するよう表彰規定を検討見直し、成案を得て議会に提案したい。

〔要望事項〕

表彰制度の見直し回答を得たが、問題点として現規定では、被表彰者の履歴書を提出させる条項がある。

見直しに当たってその辺りを十分検討されたい。

税務処理に関する守秘義務は守られているか

町は、本年も町民税、固定資産税関係で約八百万円の電算処理

理委託料を計上し、行政情報センターへの事務処理を委託している。

個人別の税額は、個人の秘密に属するもので、公表されないものであるが、当該岐阜県行政情報センターは、県下の市町村で出損金を出して設立した第三セクター式のものだと理解している。

公務員の守秘義務が、このセンターの職員に対しても適用されるかどうか伺いたい。

また、委託契約条項で守秘義務を規定しているが、最近同センターの委託については、県市町村の事務以外にも受託の範囲が広がっていると聞いている。

守秘義務を遵守するためどのような配慮がなされるのか伺いたい。

行政情報センターの

秘密保護は守られている

【総務課長】本町の税務処理については、指摘のとおり、センターと毎年更新で事務の委託契約をしているが、契約時の行政情報センターの機密保護規定、就業規定の写しを提示したのでご覧いただきたい。

契約内容では、第一条から第十一条までの条項を設け、質問

の守秘義務は、第十条で、「川辺町は、この事務契約の電算事務を円滑に処理するにあたり財団法人岐阜県行政情報センター機密保護規定を遵守し、誠実に履行しなければならない。」と規定されているので届けた資料のとおり誠実に履行している。

行政情報センターは、昭和四十五年に設立されたが秘密保護に関する問題等は起きていない。センター職員の守秘義務については、届けた資料の就業規定第四章服務の心得で第三十六条に規定している。

また、第八章第五十条で懲戒の事由に明記されており、秘密保護については、十分な管理がなされている。

さらに、センターには、県職員が三名（センター事務局長、次長、電算課長）が派遣されて業務の管理監督に当たっている。

関係課の守秘義務も

守られている

【税務課長】今、行政情報センターとの電算委託契約は、総務課、税務課、住民課などで、選挙人名簿なども入れている。

費用は、税務課関係の賦課資料的なものが一番高くなっている。

情報センターと町の委託契約の守秘義務は、総務課長答弁のとおりであるが、町においても昭和五十四年に「川辺町電子計算機の利用に関する条例」を制定し、その中においてデータ保護の面から守秘義務を規定している。

平成四年度から、固定資産管理、都市計画支援システム、下水道管理システム等を独自に入れているが、管理運営規則を設けて規制している。

この規則は不十分な面があるので今後整理して完全なものにしたい。

法的には、地方公務員法第三十四条で秘密を守る義務があり、罰則規定もあるので当然遵守しなければならないことである。

役場庁舎のロビーを解放し積極的に活用せよ

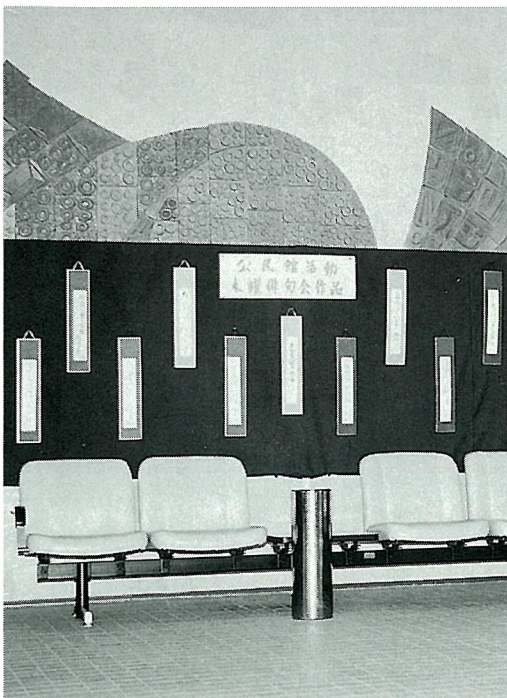
役場庁舎は、職員の執務の場所ではあるが、主人公は町職員ではなく町民でなくてはならないと思う。

町民のための庁舎という発想にたつて、より多くの町民に利用する機会を与えるべき施設だという観点から、庁舎のロビーを解放すべきである。

町内には、文化協会などがそれぞれ活動されている。

毎月発行の町報での作品発表とか、公民館で産業文化祭等における作品の発表展示には楽しみに見学している。

こうした発表展示は大変素晴らしいことであるが、比較して



短歌、俳句等展示コーナー

庁舎ロビーは、通常広報の展示が殆どで殺風景である。

先週は短歌の発表、今週は俳句、来週は狂俳等と一定の場所に町民の作品を展示して解放すれば、親しめる役場になるし、文化の向上にも繋がり町民のための庁舎という認識も高まると思う。

庁舎の一隅を解放することで、心和むコーナーを作ることについてどのように考えるか。

是非取り入れて欲しい。

展示スペースを検討して解放するようにする

【総務課長】庁舎は、行政事務の場所であるが、町民のための場所でもある。

指摘のように庁舎内で展示スペースを検討し、町民のふれあいの場所を確保する。

平岩 求 議員

山川橋下流の 開発計画は

川辺ダム湖周辺整備事業の後に組み込んで欲しい山川橋下流の開発について、自然を生かした環境づくり、道路の拡幅、ダム湖利用の青少年宿泊施設等の

計画を持っていないか。

緊急な主要事業が見込まれており現在では難しい

【助役】ダム湖周辺整備事業については、右岸の整備を平成五年度を目標にやってきた。

さらに、左岸についても業務計画の作成を進めているところであり、財政計画に照らして整備を進めて行かねばならず、非常に厳しい状況下にある。

指摘の施設については、県の施設の誘致、あるいは民活の導入といったことも併せて検討する必要があると思う。

公園管理計画は

山楠公園、大谷公園に次いで東光寺公園が出来ますが、やすらぎの家周辺と併せて、今後の維持管理をどのように計画しているか。

管理人一名増員を お願いしたい

【土木課長】現在、山楠公園、大谷公園、川辺夢広場の三公園を管理しており、一名の管理人と、高齢者能力活用協会に一部委託をし、また、町内のボランティア活動の皆様の助けをいた



手入れされている大谷公園

だいておりますが、平成六年度からは、東光寺公園が加わって四公園となるため、公園の管理人を一名増員して、管理運営に努めて行きたい。

町道等舗装、 改良計画は

町道と農道の舗装や、側溝改良工事等の年次別の具体的な計画を示して、住民の要望にに応えることができないか。

財政面等も考慮して行う

【土木課長】道路は、通勤通学のみならず、日常生活に欠くことの出来ない重要な施設である。各種の工事について、幹線道路を始めとして町道は、地域に密着した生活関連道路から、農道は、利用度の高い順から考えており、年次計画については、実施計画の中で予定しているが、財政面等も考慮しながらご期待に副えるよう努力したい。

宅地開発地の 道路確保はできないか

地域での宅地開発については、農地転用された宅地に家屋を新築する際、建築基準法第四条で

定める幅員四メートルの道路を確保しなければならず、その事前策として、宅地化する前に町道認定して買い上げるか、町条例を設ける等して、道路に面した用地は、中心から二メートル離れて石垣を作るか、植木を植えるように指導出来ないか。

条例の制定、 土地の買収は難しい

【土木課長】建築確認は、川辺町で年間百八十件程度あり、内訳として、新築、増改築、車庫倉庫等新築がある。

道路の中心より二メートル離れての建築確認は、年間三十から四十件程あるが、建築工事は道路から二メートル離れて行われ問題ない。何年かを経過すると、道路境界まで庭とか植木、カーポート等が出来るのが現状である。条例を制定し後退した部分を道路敷地にするとは、個人所有地に規制を加えることになり、また、土地の買収についても、一つの路線全体が、四メートルに拡張出来る時期が確定できずいずれも難しい。

川辺町農業経営の 独自性と将来像を示せ

本町の農業経営については、専業農家は少なく、殆どが兼業農家ある。

平岡議員の質問と重複するところもありますが、自然環境を守り、地場野菜をつくり、減農薬有機農法に生きがいをもって働ける経営事業を早急に考える時ではないか。

本町農業の将来像を示せ。

【産業課長】平岡議員の質問に答えたとありますが、熟年者で生産意欲のある方を中心に「生きがいの農業」を目指すために、作物栽培指針を農業改良普及所の指導を受けながら検討中であります。

また、各生産団体の「仲間づくり」の輪を広げる方向に積極的に進め、農家育成に努めてまいりたい。

井上幹雄 議員

高齢者能力活用協会の事業活動に町はもっと積極的に取り組め

昭和六十一年に発足した川辺町高齢者能力活用協会は、既に八年目を迎え、現在会員数は三十六名と比較的少ないが、いわ

ゆるペーパー会員は殆ど無く、平成四年度の受託事業量が約一千万円と充実してきた。

町の援助は、年間百万円であるが、協会活動を福祉事業の一環としてとらえ、金を出しただけでなく、会員や事業の拡大、内容の充実した協会を目指して、積極的な指導や援助に取り組んで欲しいがどうか。

現状では見直しを 考えていない

【町長】川辺町高齢者能力活用協会は、設立されて八年目を迎えている。

当初は、育成期間として県補助金百万円、町補助金百万円で運営され、県補助金は三年間で打ち切られたが、以後は町補助金百万円で運営されている。

事務局長のボランティア精神のもとに、受託事業量も増え、町としても、庁舎、公民館の清掃、各公園の整備、町営住宅の修繕等をお願いし事業に協力している。

現状の見直しは、考えていないが、規模の拡大、事業量の増大が見込まれる場合は、見直しが必要と思う。

東小学校西側の町有地を管理し、PTAからの要望に応えよ

東小学校校庭の西に、約千平方メートル（実際にはそれ以上あると思われる）の町有地があるが、現在は荒地の状態である。

火災防止の面から見ても放置しておけないので、早急に整備していただきたい。

また、土地利用については、PTAからも駐車場にと要望書も出ているはずであり、納得のいく対応を求める。

学校用地として 有効利用を図る

【町長】東小学校の校庭西側の町有地は、土地改良比久見工区より寄付を受けたものであり、一部を校庭の拡張に利用した残りである。

土地については、東小学校長やPTAから要望をいただき、教育長も了承しているので、学校用地として有効利用を図って行きたい。

田原芳郎 議員

入札制度の見直しを 考えているか

川辺町が、現在行っている指名競争入札制度は、指名業者各々が閲覧できるために、契約の透明度は確保されるが、反面業者名が事前に分かっているために談合がしやすい懸念もある。現行の方法を再検討する時期ではないか。

制度の改善を検討し 真剣に考える

【助役】本日（平成五年十二月二十二日）の新聞にも入札制度の改善について、国や県でも取り組む旨報道されているが、本町では検討委員会と言うような特別の委員会は設置していない。しかし、指名業者選定委員会の中で、一般競争入札をはじめそれぞれの方法について論議をしている。

現段階では、公平性を期する競争意識を高める等の配慮はしているが、今後、上級機関の指導を仰ぎ、公正な入札が執行できるように制度の改善のための検討を真剣に考えて行きたい。

漕艇協会の設立を 前向きに検討せよ

漕艇場所在地市町村協議会すなわちボートサミット加盟市町村は、二十市町村で構成されているが、その中で漕艇協会を設立してボート大会の企画運営や、漕艇に関係する一切を行っているところは十二市町村となっている。

川辺町も東アジア漕艇大会を機に、町民の漕艇に対する認識も向上し、町民大会も年々盛大となっている。

協会を設立して、すぐに全てを任せるのではなく、一、三年の期間を見ながら前向きに検討を考えたらどうか。

協会の設立は 必要と考える

【教育長】兼ねてからの念願であるが、川辺町のボートがより町民に根付き、さらに振興を図るためにも、漕艇協会の設立は必要であり、協会の円滑な運営ができるようになれば、川辺町のボートも本物になると思う。関係市町村の意見を聞くと、現実にはなかなか難しく、ボランティアの性格が強いのので、ボート大会一つを取っても、準備

運営、後片付け等、協会の負担
があまりにも大きいと云う。
しかしながら、協会を設立、
運営されているところの規約等
も参考にして準備を進めていき
たい。

川辺町にも テニスコートを作れ

テニスコートの建設について
は、兼ねてより愛好者の多くの
望むところで、一時期は、総合
グラウンド建設の一環として計画
されていたようでしたが、現在
の財政事情や山積する懸案事項
のため、総合グラウンドの計画は
先送りとなっている。

そんな中でも、当町のテニス
人口は増加し、また、郡体等に
出場しても、毎年上位入賞して
いる。

練習はと云えば、可児市や美
濃加茂市へ出掛けているのが実
情で、テニスコートだけでも先
行して計画を実現し、愛好者の
要望に応えるべきと考えるがど
うか。

関係課と協議し検討する

【教育長】議員お説のように、
テニスコートの建設については、
総合グラウンド構想の中で、四面

の併設案があったが、諸般の状
況から当面先送りとなっている。
基本的には、農村活性化構想
の中で、総合グラウンドとして位
置付けるのが理想であると思う
が、関係課とも協議し検討して
いきたい。

やすらぎの家の 利用状況は

やすらぎの家開所以来、今日
までの間で種々の管理や規約等
の問題点はないか。
気がついたところを報告され
たい。

今後も運営委員会で

十分協議していきたい

【やすらぎの家室長】やすらぎ
の家利用については、十一月ま
でに入館者二万九百五十五名、
一日平均百三十八名。

地区運行バスは、一日平均八
名の利用である。

現在は、小型車を利用して運
行している。

また、団体については、千七
百三十三名の利用、十一月は七
回運行し、増加傾向にある。

やすらぎの家の美化清掃につ
いて、多くのボランティアの方
々の協力をいただいております。

この場を借りて感謝の意を表し
たい。

バスの運行の見直しやカラオ
ケに関すること等、様々な意見
をいただいております、今後運営委
員会で十分協議していきたい。

平成六年度の 税収見込みは

長引く景気の低迷により、平
成六年度の税収見込みについて
は厳しいと思うが、地方交付税
を含む一般財源の見込みは前年
度対比でどの程度に押さえてい
るのか。

前年度より微増と 考えている

【税務課長】数字的に出ていな
いが、全般的に厳しい。

景気低迷の状態が続く中、経
済企画庁においては「底ばいの
状態の一進一退」といつている。

現在、平成六年度の予算ヒヤ
リングを行っているが、予算総
額までつかめていない。そのた
め、具体的な数字は申し上げら
れない。

一般会計における一般財源で、
主要税目である町税と地方交付
税について説明すると、町民税

では、法人税の落ち込みがひど
い。

固定資産税では、平成六年度
が評価替えであるが、税法等の
改正、評価基準の改正等から考
えると前年度並と見ている。

その他、町たばこ税では、六
%位落ち込みが予想され、特別
土地保有税、軽自動車税につい
ては、大差ないと思われる。

そして、歳入全体の二十七%
を占める地方交付税は、景気低
迷を考えると厳しいと思われる
が、川辺町も現在主要事業を抱
えており、前年度対比微増と考
えている。

議会日誌

- 12月 6 日 下水道事業推進特別委員会を開催
土木委員会協議会を開催
議会報編集委員会を開催 (57・58号発行につい
て)
- 7 日 厚生経済委員会協議会を開催
社会福祉協議会に正副議長出席
- 8 日 総務文教委員会協議会を開催
加茂郡町村議会議長会に議長出席 (美濃加茂
市)
- 13日 議会運営委員会を開催
- 16日 第4回定例会を開催 (初日)
- 22日 第4回定例会を開催 (最終日)
- 24日 一部事務組合議会に議長出席
- 1月17日 可児公園起工式に議長出席 (可児市)
- 18日 厚生経済委員会協議会を開催
- 21日 議会全員協議会を開催
- 24日 加茂郡町村議会議長会に議長出席
- 25日 木曽川右岸利水事業協議会通常総会に議長出
席 (美濃加茂市)
- 28日 多治見市外14市町村伝染病予防組合議会に議
長出席 (多治見市)
- 2月 2 日 下水道事業推進特別委員会を開催
- 4 日 土木委員会協議会を開催
- 7・8 日 厚生経済委員会協議会を開催
- 9・10日 総務文教委員会協議会を開催
- 14日 議会運営委員会を開催
第1回臨時会を開催
議会全員協議会を開催
- 16日 加茂・可児郡町村議会議員研修会に議員出席
(美濃加茂市)
- 21日 厚生経済委員会協議会を開催
- 24日 一部事務組合議会に議長出席 (美濃加茂市)